

- 1 議案第 109 号 立川市若葉児童館指定管理者の指定について
- 2 議案第 110 号 立川市西砂児童館指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定の期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとして、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 立川市若葉児童館

(1) 公の施設の位置

立川市若葉町 4 丁目 25 番地の 114

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル

2 立川市西砂児童館

(1) 公の施設の位置

立川市一番町 6 丁目 8 番地の 37

(2) 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル